

加古川市まち・ひと・しごと創生戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 加古川市におけるまち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に計画し、推進することについて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、加古川市まち・ひと・しごと創生戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 戦略会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 加古川市人口ビジョン及び加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等に関すること
- (2) まち・ひと・しごと創生の施策の企画及び効果検証に関すること
- (3) その他まち・ひと・しごと創生の推進に必要な事項に関すること

(委員)

第3条 戦略会議は、市長及び市長が選任する委員で構成する。

- 2 委員の任期は、選任の日から令和8年3月31日までとする。
- 3 委員の再任は妨げない。
- 4 市長は、委員がやむを得ない理由のため戦略会議に出席できない場合であって、かつ、当該委員からあらかじめ申出があったときは、当該委員を代理する者の会議への出席を認めることができる。

(議長)

第4条 戦略会議には議長を置き、市長が務める。

- 2 議長は、戦略会議を総理する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(戦略会議)

第5条 戦略会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 戦略会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に戦略会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 戦略会議には、専門の事項について検討を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会に属する委員は、議長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 第4条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「戦略会議」とあるのは「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(報償費等)

第7条 市は、戦略会議の委員及び部会の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

2 戦略会議の委員及び部会の委員以外の者が、戦略会議又は部会に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第8条 戦略会議及び部会の庶務は、企画部企画広報課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議及び部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

この要綱は、平成29年1月16日から施行する。

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

この要綱は、令和4年4月5日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。